

新たな通商ルール戦略研究会

第2期報告書

一般財団法人 国際経済連携推進センター

【序文】

一般財団法人国際経済連携推進センターに設置された「新たな通商ルール戦略研究会」においては、2023年に研究報告書を発表して以来、引き続き鋭意同テーマについて研究活動を行ってきたが、この度研究結果がまとまったので、第二回目の報告書を公表することとする。本報告書において関心事は依然として非貿易的関心事項と自由貿易の相克関係、その緊張と調和であるが、本報告書においては第一回報告書発表以降に生じた国際通商における新たな発展をも考慮に入れ、アップデートを図った。国際通商における自由貿易の観点から見ると、第一回報告書の序文でのべたように現代は危機的状況にあり、この状況は本質的には変わっていない。本報告書においては、このような事態を背景として認識しながら、現状を分析し、将来を展望し、研究会としての若干の提言を行っている。米国において、第二次トランプ政権が発足した。トランプ政権下において米国の通商政策は保護主義の傾向をたどり、このような状況下にあってWTO、FTA等の国際通商協定は次第にその影響力を低下させる傾向にある。また、前回の報告書においても指摘した通り、国際通商の分野において「非貿易的関心事項」の比重が高まっているが、このような傾向には変わりがなく、のみならずこのような傾向が一層促進される兆候すらある。本報告書においては、このような事態を踏まえて、国家安全保障、環境、労働、人権、デジタル分野などにおいて、自由貿易体制に対する主要なチャレンジはどのようなものか、また、このような状況下にあって、WTO体制、FTA／EPA体制がこれらのチャレンジにいかに対応すべきかについて、安全保障、環境、労働などの各分野における現状分析を踏まえて考察し、WTO体制、FTA/EPA体制の将来像に関して展望を試みた。

本報告書に対する評価に関しては読者の判断にゆだねるほかないが、研究会会員としては、本報告書がすこしても現代の通商問題の理解の深化に資することを希望している。読者からの忌憚のないご意見についてお聞かせいただくことを心からお願ひする次第である。

2026年2月

研究会を代表して

松下満雄（東京大学名誉教授・元WTO上級委員）

一般財団法人国際経済連携推進センター
新たな通商ルール研究会
座長・委員（敬称略）

座 長

松下 満雄 東京大学名誉教授・元 WTO 上級委員会委員

委 員（所属は研究会実施当時のもの）

飯野 文 日本大学 商学部教授
小原 凡司 笹川平和財団 上席フェロー
久嶋 省一 コニカミノルタ株式会社 法務部貿易グループ グループリーダー（部長）
高村 ゆかり 東京大学 未来ビジョン研究センター教授
東條 吉純 立教大学 法学部教授
刀狩館 久雄 日本経済研究センター 研究主幹
平見 健太 長崎県立大学 国際社会学部准教授
森田 清隆 日本経済団体連合会 国際協力本部長
渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院 法務研究科教授

I. 本研究会の問題意識と研究構想

1. 本研究会（第2期）に至る流れと問題意識

「新たな通商ルール戦略研究会」は、第I期(2021年2月~2023年7月)において、計23回の研究会を開催し、その報告書として「国際通商ルールの最前線」をまとめ、「WTOにおける非経済的関心事に基づく貿易制限措置」に焦点を当てて、研究を行った。

安全保障、環境、労働など自由貿易以外の政策原理が台頭する中で、自由貿易原則とどのような摩擦が生じてきたか、政策原理間の矛盾を通商ルールの中でどのように調整・解決を図ろうとしてきたかを探ることで、多様な価値観が重みを増す国際社会を展望して国際通商体制について、主に安全保障、環境、人権、バンデミックの各分野について考察を行った。その後、世界貿易体制は激動の時代を迎えており、第2次トランプ政権の始動と共に、米国政府は米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)見直しの動き、自動車、鉄鋼・アルミニウムなどの関税引上げ、中国を念頭においた半導体規制の強化、そして相互関税の名の下における世界各国を対象とした大幅な関税引上げ等を打ち出した。WTO(世界貿易機関)との関係では通商法232条に基づく関税引上げを、GATT21条に基づく安全保障例外と主張している。

米国は民主党政権時からも、自動車や鉄鋼などの関税引上げを行ってきたが、米国がこれほど全世界向けに大幅な関税引上げを求めるることは、国際通商体制が想定していなかったことであり、既に自由貿易体制は危機の縁にあると言わざるを得ない。

このようなWTO体制の危機意識に立って、2025年3月から開始された本研究会第2期は6回に亘り開催した。

第1期の研究成果を踏まえ、第2次トランプ政権下でWTOが機能停滞する懸念が高まる中で、ここ10年で更に発達したFTA(自由貿易協定)、EPA(経済連携協定)がWTOを補完する機能を果たすと考えてよいか、評価を試みる。

特に安全保障を筆頭に環境、労働、デジタルなど近年重要性が高まる政策目的と自由貿易の調和・バランスを果たすことができるのか、第1期のWTOに続きFTA/EPAにおける近年の事例に注目しながら、実態の把握から将来への示唆を導き出すことを試みた。

1-1 WTOとFTA/EPAの関係性

WTOは1995年に設立され、当初は通商ルール形成の中心的な役割を果たすことが期待されていたが、2000年前後のシアトル会合の失敗やドーハラウンド交渉の停止を経て、WTOの立法機能が事実上停止した。これを背景に、FTAやEPAが急増し、現在では400件以上に達していると推測される。これらの協定の内容には一定の共通性が見られるものの、それらを統合的に管理・調整する仕組みは存在せず、結果FTA/EPAが分断の方向に向かう可能性があると考えられている。

WTO側からのFTA/EPAへの懸念を示したレポートとして、2005年に元WTO事務局長だ

ったピーター・ザザーランドがまとめた「ザザーランドレポート」がある。

上野麻子「特恵的貿易取極による無差別原則の浸食—ザザーランドレポートの警鐘」に詳しいが、同レポートでは特恵的貿易取極が複雑に絡み合う「スペゲティボール」現象の中で、最惠国待遇はもはや事実上 WTO 原則ではなく、最低国待遇 (least-favored-nation)になってしまったと EU の通商協定を例に批判した。

同レポートでは、特に 2 つの観点から RTA (FTA/EPA) の問題点を指摘している。

①法的批判 (GATT24条の問題)

先進国が物品貿易における RTA を締結する場合、GATT24条に基づき、関税等の制限的通商規則を「実質上全ての貿易」について原則 10 年以内に廃止しなくてはならないが、その「実質上全ての貿易」の定義は明らかではない。

②経済学的批判 (スペゲッティボール化と多角的貿易交渉の阻害)

RTA の自由化促進効果は否定しないものの、関税運用や原産地規則の複雑化に加えて、規律なく浸透していく特恵的貿易取極が、多角的貿易交渉を阻害する。(図表 1 参照)

このような FTA/EPA の増大が多角的貿易体制に与える警鐘がなされている一方で、これまで 400 件にのぼる FTA/EPA が形成されてきた背景には次の両面がある。

(1) WTO におけるルール交渉停滞下の貿易自由化促進要請

ドーハラウンドが 2001 年に立ち上がったが、その後中断と再開を繰り返し、ジュネーブで開催された第 8 回 WTO 閣僚会議で「交渉を継続していくことを確認するものの、近い将来の妥結を断念する」との議長総括となり、事実上停止状態となった。

この間、例えば日本に関しては 2002 年の日・シンガポール EPA 締結を皮切りに、2018 年包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップに関する協定 (CPTPP)、2019 年日 EU EPA、2020 年日米貿易協定、2022 年 RCEP などが締結され、発効した。この中で典型的には、2000 年代の ASEAN 諸国との EPA 締結で、ドーハラウンドの停滞下、自動車など産業界から、急速に成長する ASEAN 市場を念頭に日本と ASEAN 全体で効率的なサプライチェーンを構築する観点から、日 ASEAN・EPA などの交渉・締結が進められた。

ただし、世界貿易全体で見ると、WTO の関税ルールが果たす役割が大きいとの指摘は根強い。2020 年時点で輸入額上位 20 カ国における 80% 程度の取引は MFN 税率が適用されている。(図表 2)

日本においては、工業製品に関して、その一部を除いて、全世界に対して MFN が無税なので、MFN 貿易が圧倒的に多くなっている。基本的には先進国は無税にしている分野が多いので濃い青 (MFN 無税) が多い。薄い青 (MFN 有税) については、FTA を結んでいないケースと、FTA を結んでいるが、事業者が、FTA を利用する際の原産地証明の手続きコストがかかること等から、FTA を結んでいるにもかかわらず、敢えて MFN 有税を選んでいるケースも見られる。

問題意識

FTAとWTO体制の関係性は長年の議論がある。2000年代は、RTAによるWTOの「浸食」が問題視され、多角的貿易体制に対して負の影響がある点が強調されていた。

■ サザーランドレポート（2005年）での議論

【サザーランドレポートにおけるRTA等への批判】

- ・ 地域貿易協定（RTA）は、当該協定の加盟国に対してのみ関税を削減・撤廃するという差別化を行うため、WTOにおける無差別原則の例外となる
(先進国が途上国に対して、一方的に関税を削減する一般特恵も同様に無差別原則の例外となる。このため報告書においては一般特恵も含む概念として特恵的貿易取極という用語を使用している)。
- ・ 報告書は、特恵的貿易取極が複雑に絡み合う「スパゲティボール」現象のなかで、最恵国待遇はもはや事実上WTOの原則ではなく、「最恵国待遇（*most-favored – nation*）」から「最低国待遇（*least-favored – nation*）」になってしまったと指摘する。
例えばEUは、最恵国待遇に基づく関税率を日本を含む9カ国にしか適用しておらず、その他の国に対しては、一般特恵や自由貿易協定に基づく特恵を適用しているという事実を挙げ、最恵国待遇に基づく関税率が、事実上一番条件の悪い関税率となっていることを揶揄している。

【法的批判：GATT24条の問題】

- ・ 先進国が物品貿易におけるRTAを締結する場合、GATT24条に基づき、関税等の制限的通商規則を「実質上全ての貿易」について原則10年以内に廃止し域外国に対し貿易障壁を高めてはならない。しかし「実質上全ての貿易」の定義は明らかではない。
- ・ (中略) 地域貿易委員会における協定審査では、GATT整合的と主張するRTA加盟国と非整合的であるとする非加盟国が対立し、審査報告書は両論併記にとどまる場合がほとんど。このため委員会においてGATT整合的であるとして了承されるケースはほとんどなく、GATT整合性については玉虫色のまま運用が続く。

【経済学的批判：スパゲッティボール化と多角的貿易交渉の阻害】

- ・ 第1の問題点として、特恵的貿易取極が多層的となることで、異なる特恵が、異なる相手国に対し、異なるタイムフレームで適用されるため、関税に関する運用が複雑となり、原産地規則も複雑かつ非整合的となる。
- ・ 第2に、特恵的貿易取極が更なる自由化を促進する側面を否定しないものの、規律なく浸透していく特恵的貿易取極が、多角的貿易交渉における自由化を阻害する傾向を指摘する。ドーハラウンドの交渉では、既に特恵的貿易取極や一般特恵を享受している途上国が、特恵マージンの減少を懸念して、最恵国待遇に基づく関税率の引き下げに対して消極的である点を挙げる。また、特に途上国の場合、交渉のための人的その他資源が特恵的貿易取極に投入されることにより、多角的貿易交渉がおろそかにされる危険性を指摘する。

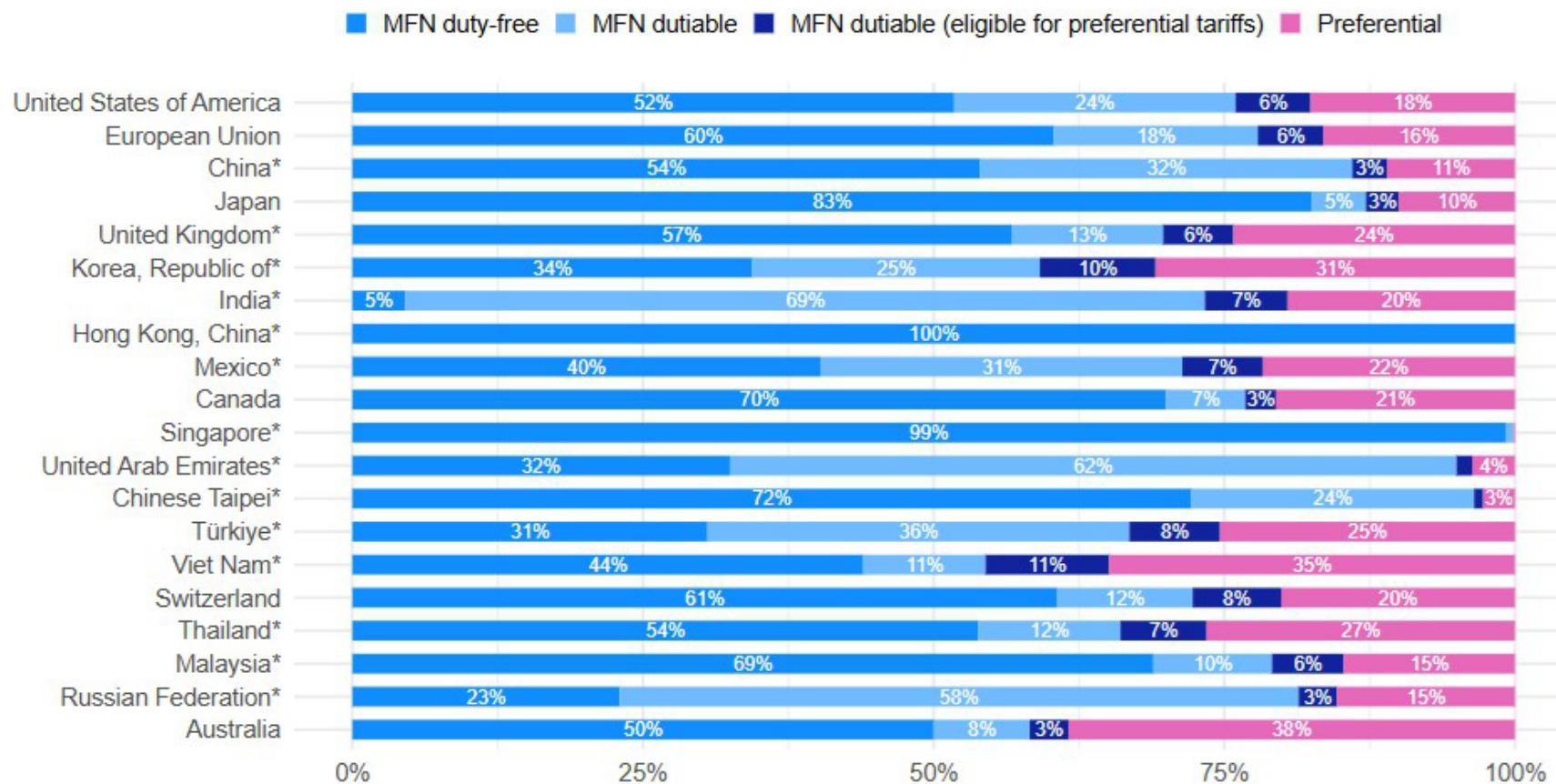
图表2

問題意識

ただし、2022年時点で輸入額上位20か国における80%程度の取引はMFN税率が適用されおり、WTOは物品貿易における中心的ルールであり続いているとされる。

Figure 2: Imports by MFN and preferential tariff regimes, top 20 importers

Percentage shares, 2022



Source: wto.org/english/res_e/reser_e/ersd202502_e.pdf.

Note: * MFN and preferential shares are estimated.

出所) WTO, "Over 80 per cent of global merchandise trade is on most-favoured-nation basis"

(https://www.wto.org/english/blogs_e/data_blog_e/data_blog_e.htm)

(2) FTA/EPA が果たす WTO+ エクストラ機能

労働や環境などの新分野は、1990 年代から先進国を中心に議論されてきたが、WTO でも 2000 年以降のドーハラウンドの停滞・停止の中で、このような新分野などの新たなルールの形成が進捗を遂げることはほとんどできなかった。このため、先述のように増大した FTA/EPA の交渉の中で、関税交渉などと共に環境や労働・人権、デジタルの分野について WTO ルール以外の新たなルールの形成（「WTOエクストラ」）や WTO ルールの高度化（「WTO+」）が進んだ。更に環境、デジタル、サプライチェーン強靭化、先住民保護等に関して、既存の関税別交渉と切離して、新たな分野別協定も締結されている。この中には環境分野の ACCTS（気候変動・貿易・サステナビリティ協定、2024 年 11 月 コスタリカ、アイルランド、スイスで立上げ）のように、300 の物品を「環境物品」と定め、これら物品の関税廃止を義務づけ、これをすべての国に均霑することとしている（図表 3、図表 4）。

また、DEPA（デジタル経済連携協定）は 2020 年にチリ、ニュージーランド、シンガポールの 3 カ国で立ち上げたが、その後韓国が加盟し、中国やカナダが加盟申請中である。

また、デジタル貿易協定はこのほか、日米デジタル協定、シンガポール EU デジタル貿易協定（DTA）、オーストラリア・シンガポール DTA などがあり、国際経済における同分野の重要性の高まりを反映している。

一方、WTO 内においても、有志国による共同声明イニシアチブ（Joint Statement Initiative, JSI）がデジタル分野や投資円滑化などでも見られ、新分野別ルール形成の動きが見られている。

1-2 増加する FTA/EPA と拡大するカバレッヂ

図表 5 によれば、世界の FTA・EPA の件数は 1990 年初頭では 50 件に満たなかつたが 2000 年初頭には 100 件を上回り、2020 年には 310 件、直近では 400 にのぼると言われている。また、当該年に締結された FTA/EPA において 20 以上の政策分野を擁するものが 3 分の 1 程度を占めるなど、FTA/EPA によってカバーされる政策範囲は直近に至るまで、年々拡大を続けている。

「WTO+」パートについては、まず関税削減の深堀りとして、工業製品部門の関税引下げと農業部門の関税引下げが最も多く、2020 年時点で 400 にのぼる。FTA/EPA のほとんどがこれらの関税引下げ部分を含んでいる。先述の日 ASEAN・EPA 交渉においても、ASEAN における自動車部門のサプライチェーンの構築を目指す日本の自動車業界の関連製品の関税引下げの要望が最も大きなモチベーションとなっていた。

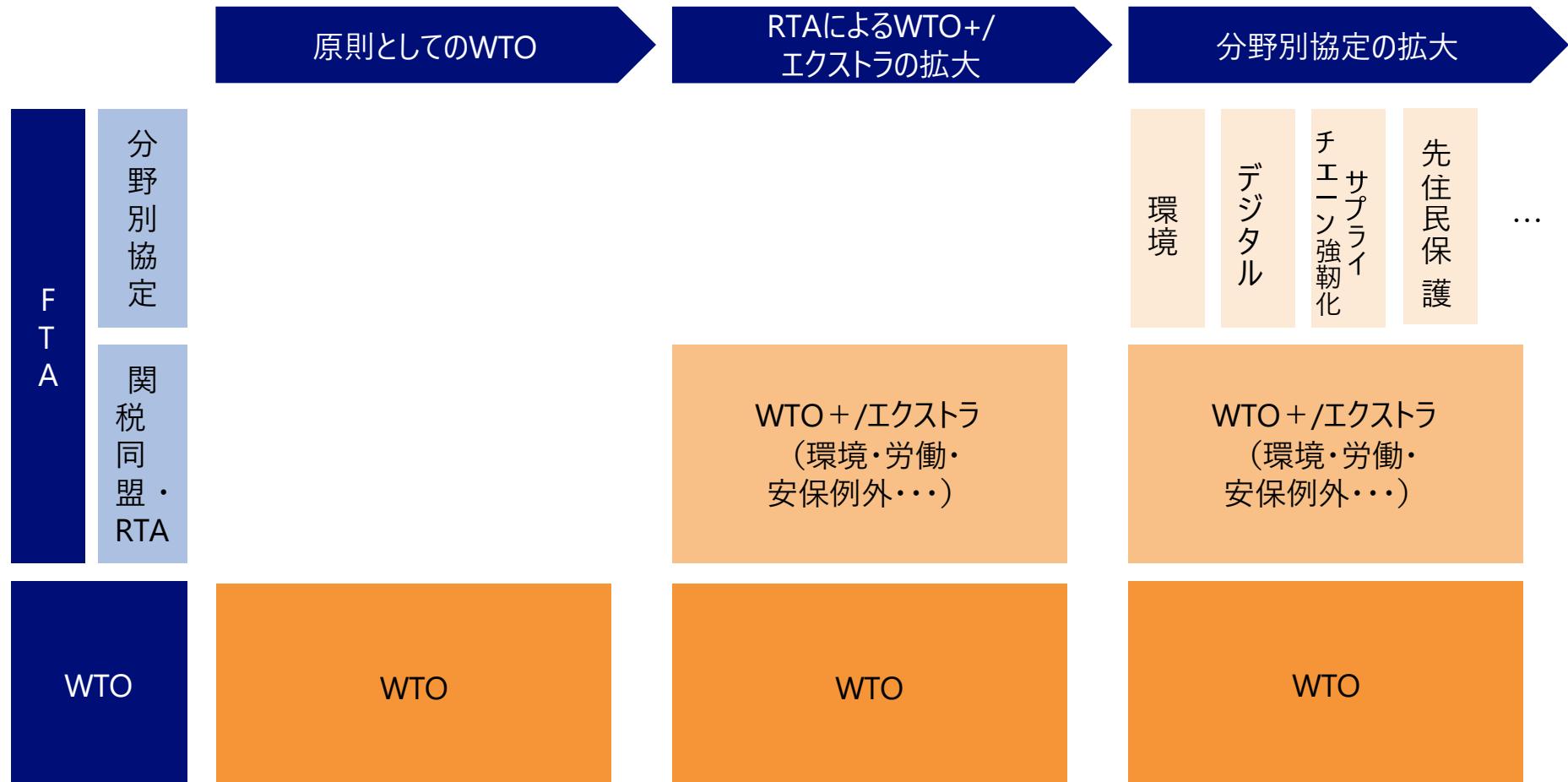
この「WTO+」パートでは、これらの関税削減を除くと、TBT、SPS、貿易救済、GATS、国家補助をパートとして入れ込む FTA/EPA が多くなっている。（図表 6 及び図表 7）

図表3

問題意識

2000年以降WTOのルール形成が停滞。FTAでのルール形成が進み、WTOルールの高度化やWTOルール以外のルール形成、さらには分野別の協定が形成されてきた。

■ WTOとFTAの関係性に関するイメージ



図表4

問題意識

2010年代後半から分野別の通商協定が拡大を続けている。ACCTSのように特定分野の製品に限って関税引き下げを行う協定もあり、WTO整合性に疑義があるものも含まれる。

■ 分野別協定の例

分野	区分	事例	事例の説明
環境	WTO+/ エクストラ	<ul style="list-style-type: none"> Agreement on Climate Change, Trade and Sustainability (ACCTS) 	<ul style="list-style-type: none"> コスタリカ・アイスランド・ニュージーランド・スイスが2024年11月にACCTSに署名。 約300の物品を「環境物品」と定め関税廃止とそのMFN適用を義務づける。また、エコラベルや化石燃料補助金の廃止を規定する。
デジタル	WTO工 クストラ	<ul style="list-style-type: none"> デジタル 経済連携 協定 (DEPA) 	<ul style="list-style-type: none"> チリ・ニュージーランド・シンガポールの3か国によって2021年に署名・発効した。その後韓国が加盟し、中国やカナダが加盟申請中である。 内容として、デジタル送信への関税不賦課や国内での消費者・個人情報保護、CPTPPのデータフロー関連条項の義務の確認等を規定。
サプライ チェーン強 靭化	WTO工 クストラ	<ul style="list-style-type: none"> IPEFサプライチェーン協定 	<ul style="list-style-type: none"> 日本、米国、フィジー、シンガポール、インドが署名し、2024年2月に発効した。 重要分野又は重要物品の特定、サプライチェーン危機対応ネットワーク及びサプライチェーン途絶への対応、労働者権利諮問委員会及び個別の施設における労働者の権利との抵触への対処などを規定する。
先住民 保護	WTO工 クストラ	<ul style="list-style-type: none"> Indigenous Peoples Economic and Trade Cooperation Arrangement (IPETCA) 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ・豪州・ニュージーランド・台湾によって2021年に署名・発効した。 先住民族の貿易参加に関する障壁の特定と除去、先住民族の持つ文化遺産や伝統的知識の保護等を規定する。

図表5

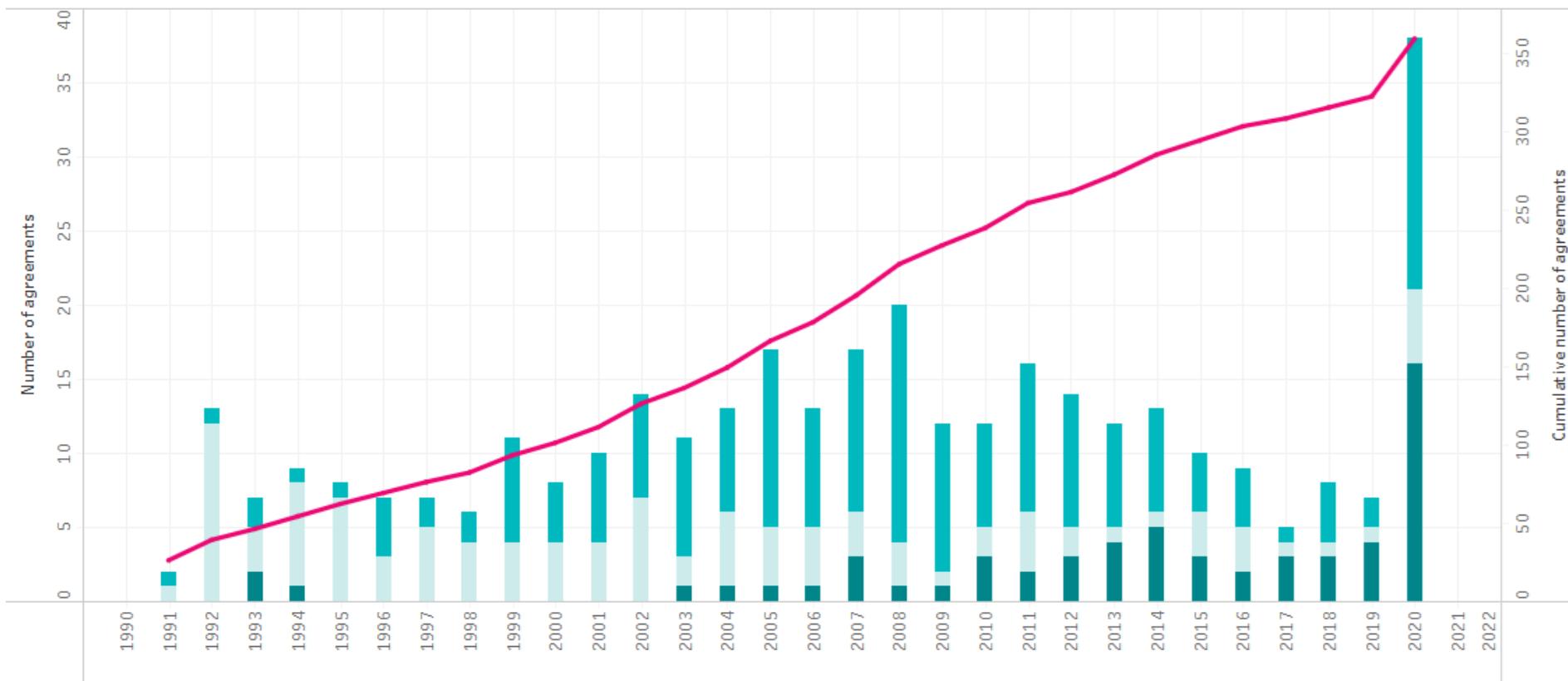
FTA/EPAの見取り図

FTA/EPAは、件数の増加に加えて、カバーされる政策範囲も拡大を続けている。

Less than 10 policy areas
Between 10 and 20 policy areas

More than 20 policy areas
Cumulative number of agreements

Number of policy areas Covered and Legally Enforceable in Preferential Trade Agreements (PTAs), World, 1950-2021



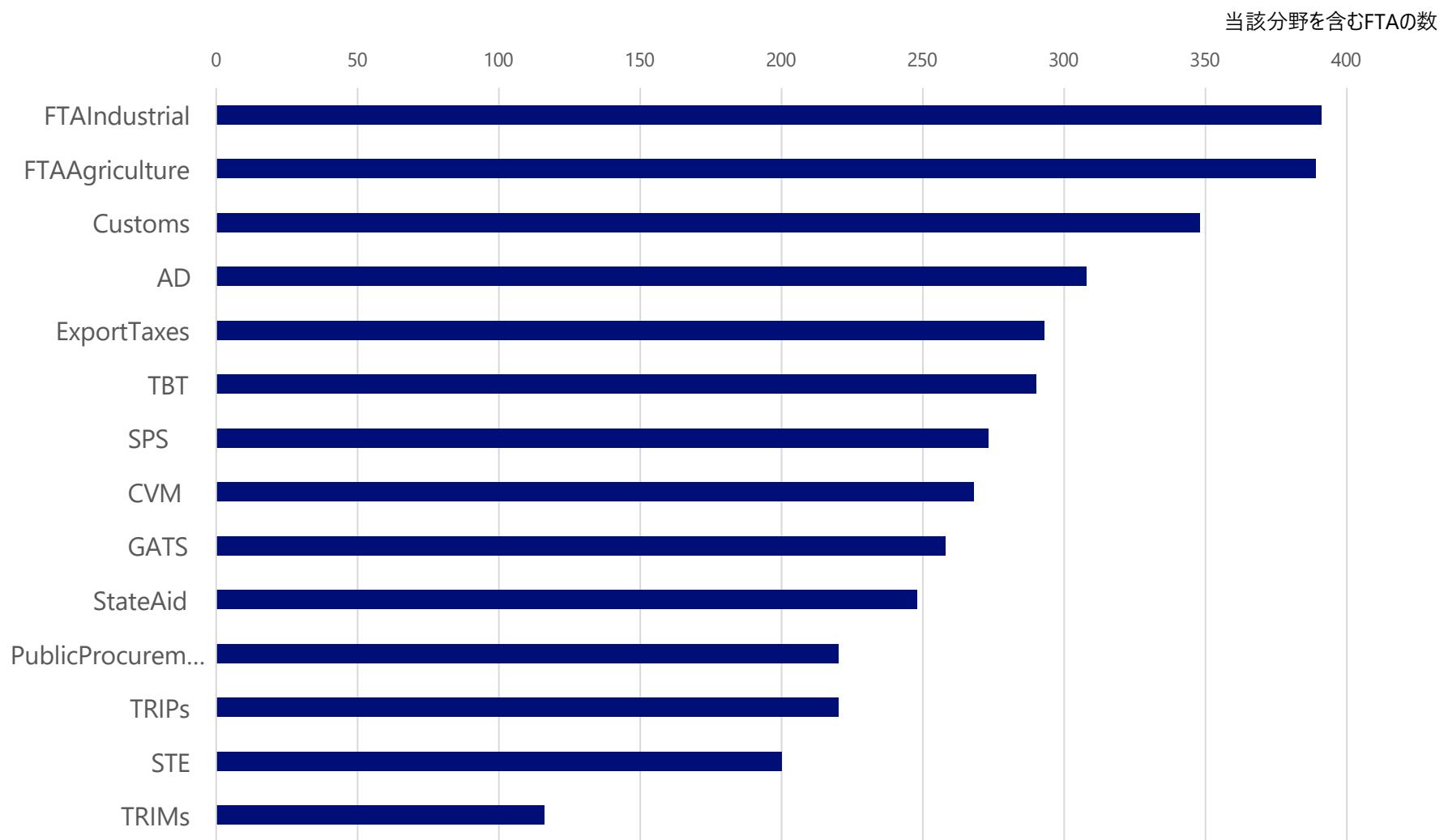
Source: Deep Trade Agreements Database 1.0

Note: Number of policy areas covered in an agreement is calculated as the count of policy areas included in a PTA. The maximum number of policy areas mapped is 52. For more information on the policy areas that are mapped see Hoffman, Osnago and Ruta (2018): <http://documents.worldbank.org/curated/en/700771487791538589/Horizontal-depth-a-new-database-on-the-content-of-preferential-trade-agreements>

図表6

FTA/EPAの見取り図 WTO+：分野別のカバー数

関税の削減を除くと、TBT、SPS、貿易救済、GATS、国家補助が多くなっている。



図表 7

FTA/EPAの見取り図 WTO +

用語の説明

用語	説明
FTA Industrial	工業製品の関税自由化、非関税措置の撤廃
FTA Agriculture	農産品の関税自由化、非関税措置の撤廃
Customs	情報提供、新法令のインターネット公開、研修
AD	アンチダンピングに関するWTO協定上の権利義務の維持
Export Taxes	輸出関税の撤廃
TBT	WTO・TBT協定の権利義務の確認、情報提供、規制の調和、相互認証協定
SPS	WTO・SPS協定の権利義務の確認、SPS措置の調和
CVM	相殺措置に関するWTO協定上の権利義務の維持
GATS	サービス貿易の自由化
State Aid	反競争的行為の評価、国家補助の価値及び配分に関する年次報告、情報提供
Public Procurement	漸進的な自由化、内国民待遇および／または無差別原則、インターネットでの法令公開、公共調達制度の明記
TRIPs	基準の調和、実施、内国民待遇、最恵国待遇
STE	独立した競争当局の設立または維持、生産・販売条件に関する無差別、情報提供、GATT17条の確認
TRIMs	FDIの現地調達率および輸出実績の要件に関する規定

一方、WTOにおいてまだ全加盟国ベースで立ち上がっていない新分野のルールを形成するパートである「WTO エクストラ」については、

- ① 競争（第1位）、知的財産（第4位）が FTA/EPA に取り入れられたケースが最も多く、企業活動に重大な影響を及ぼしかねない政策分野であって GATT ルールでは形成に至っていない分野を、FTA/EPA でルール形成を図るとの傾向が見てとれる。
- ② 投資（第2位）/ 資本移動（第3位）はいずれも、WTO マルチのルール作りが遅れているが、海外投資を行う企業にとって投資受入国における投資保護や政府介入の回避を図ることが強い要請であるため、貿易活動の枠をやや越えるものの、そのルール化を FTA/EPA において図ってきたと解することができる。
- ③ 環境（第5位）、労働（第11位）などの新分野は、欧州や民主党政権下での米国からの通商ルール化の要請が強く、またデジタル（情報社会、第6位）は 2000 年頃から国際経済活動に占める IT 関連の比重が飛躍的に高まったことから、FTA/EPA において、まずは各加盟国のコンセンサスが必要となる WTO に先駆けて、ルール形成が進められたと見ることができる。（図表 8、9、10 参照）

2. 第2期研究の構想及び進め方

2-1 第2期研究の基本的な手法

以下の 3 つのステップで検討を進めた。

（1）実態調査

まず RTA や分野別協定によるルール形成の全体像を俯瞰した。（1-1、1-2で先述）その中で特にルール形成が進んでいる分野等をピックアップする。（例：環境、労働）ピックアップされた分野についてルール形成がどのような協定によって、どのような内容（WTO+/エクストラ）が形成されているか調査する。

（2）実態に関する評価

調査を効率的に進めるため、ケーススタディ的に評価を行い、その示唆を元に一般論に展開するアプローチを取ることとした。

当研究会において、評価を行うための観点を整理し、その評価の観点に基づき、評価を実施した。

（3）評価を踏まえた政策的示唆

選定した分野について、上述の評価を行った後、WTO の役割、FTA/EPA の積み重ねは世界大で自由化を促進するか/阻むか、自由化と安全保障や環境等、他の価値観とどのように調整していくか等の諸点を踏まえて、政策的な示唆を検討することとした。

2-2 分野の選定及び評価に当たっての観点

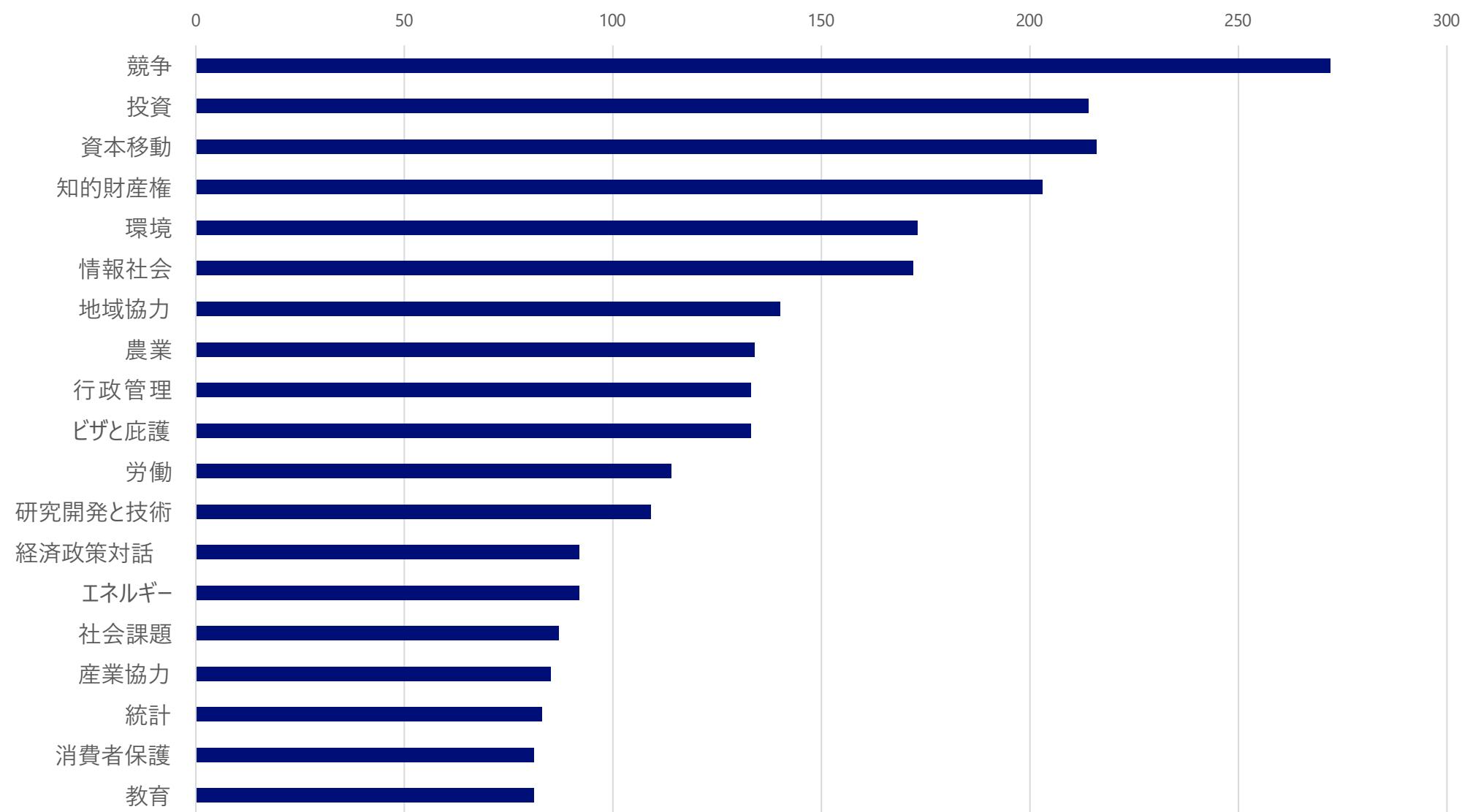
本研究会においては、FTA/EPA を評価するに当たって、「国際通商体制の維持・強化」と「日本の国益」の大別 2 つの観点を設定すべきと考えた。

図表8

FTA/EPAの見取り図 WTOエクストラ：分野別のカバー数

競争、投資/資本移動、知財、環境、デジタル、等が上位になっている。

当該分野を含むFTAの数

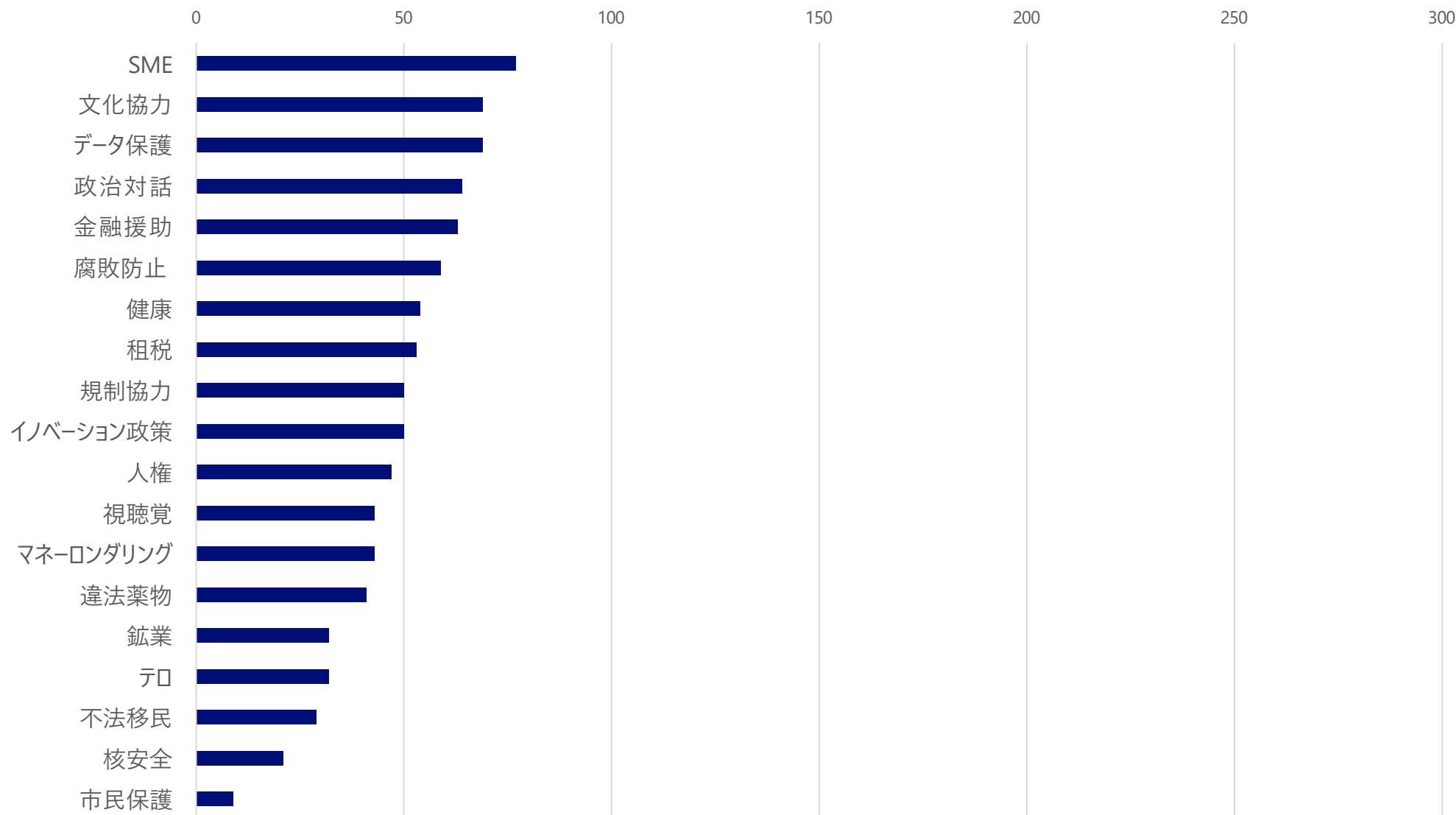


図表9

FTA/EPAの見取り図 WTOエクストラ：分野別のカバー数

競争、投資/資本移動、知財、環境、デジタル、等が上位になっている。

当該分野を含むFTAの数



図表10

FTA/EPAの見取り図 WTOエクストラ：分野別のカバー数

用語の説明（1/2）

用語		説明
競争	Competition Policy	反競争的企業活動を規制する措置の維持、競争法の調和、独立した競争当局の設置または維持
投資	Investment	情報交換、法的枠組みの整備、手続きの調和と簡素化、内国民待遇、紛争解決メカニズムの確立
資本移動	Movement of Capital	資本移動の自由化、新たな制限の禁止
知的財産権	IPR	TRIPs協定で言及されていない国際条約への加盟
環境	Environmental Laws	環境基準の策定、国内環境法の施行、環境法違反に対する制裁措置の確立、法規制の公表
情報社会	Information Society	情報交換、新技術の普及、研修
地域協力	Regional Cooperation	地域協力の推進、技術支援プログラム
農業	Agriculture	近代化プロジェクト実施のための技術支援、情報交換
行政管理	Public Administration	技術援助、情報交換、共同プロジェクト、研修
ビザと庇護	Visa and Asylum	情報交換、法律の起草、訓練
労働	Labour Market Regulation	国内労働市場の規制、国際労働機関（ILO）コミットメントの確認、執行
研究開発と技術	Research and Technology	共同研究プロジェクト、研究者の交流、官民パートナーシップの構築
経済政策対話	Economic Policy Dialogue	意見交換・共同研究
エネルギー	Energy	情報交換、技術移転、共同研究
社会課題	Social Matters	社会保障制度の調整、労働条件に関する差別の撤廃
産業協力	Industrial Cooperation	近代化プロジェクト実施への支援、資金調達の円滑化と信用供与へのアクセス
統計	Statistics	統計手法の調和および/または開発、トレーニング
消費者保護	Consumer Protection	消費者保護法の調和、情報と専門家の交換、研修
教育	Education and Training	一般的な教育水準の向上策

用語の説明（2/2）

用語		説明
SME	SME	技術支援、資金調達の促進
文化協力	Cultural Cooperation	共同イニシアチブと地域文化の促進
データ保護	Data Protection	情報交換や専門家の交流、共同プロジェクト
政治対話	Political Dialogue	国際問題に関する当事国の立場の一致
金融援助	Financial Assistance	財政援助の付与と管理の指針となる規則一式
腐敗防止	Anti-Corruption	国際貿易・投資に影響を及ぼす事柄の刑事犯罪対策に関する規則
健康	Health	疾病のモニタリング、健康情報システムの開発、情報交換
租税	Taxation	財政制度改革の実施支援
規制協力	Approximation of Legislation	国内法における電子商取引（EC）法の適用
イノベーション政策	Innovation Policies	枠組みプログラムへの参加、技術移転の促進
人権	Human Rights	人権の尊重
視聴覚	Audio Visual	産業振興、共同製作の奨励
マネーロンダリング	Money Laundering	基準のハーモナイゼーション、技術・行政支援
違法薬物	Illicit Drugs	薬物中毒者の治療とリハビリ、消費防止に関する共同プロジェクト、薬物供給の削減、情報交換
鉱業	Mining	情報と経験の交換、共同イニシアチブの開発
テロ	Terrorism	情報・経験の交換、共同研究・調査
不法移民	Illegal Immigration	再入国協定の締結、不法移民の防止と管理
核安全	Nuclear Safety	法規制の整備、放射性物質輸送の監督
市民保護	Civil Protection	ハーモナイゼーション・ルールの実施

また、評価を行うに当たっては、国際通商体制における米中の動向を考慮することが必要と認識した。

第1に、「国際通商体制の維持・強化」については以下の観点を掲げた。

- ①関税の削減や、非関税措置の撤廃を通じて市場アクセスの拡大を実現するか
- ②WTOにおいてルールが形成されていない分野でFTA/EPAがルール形成の補完をするか
- ③WTOの原則やルールと不整合を生じさせていないか
- ④更に環境や人権などの非貿易的関心事項に関して、国際通商体制を巡るステークホルダーにおいても、認識の高まりが見られることから、貿易の自由化と非貿易的関心事項について適切なバランスの取れたルール形成となっているか

第2に、「日本の国益」については以下の観点を掲げた。

- ①労働FTA/EPAでルールが形成されることは、日本企業のビジネスにプラスの影響を持つか
- ②日本の安全保障にとっていかなる意味合いを持つのか

特に安全保障に関しては、食糧安全保障のように、自由貿易を維持することが国益に合致するという見方もできる。安全保障などの分野やケースの問題に着目するかで、評価も変わる点をよく踏まえる必要がある。

これら2つの観点で評価するに当たっては、国際通商体制において米中がどのような動向となるかを想定する必要があると考え、評価の段階では複数のシナリオを検討し、念頭におくべきとした。(図表11)

2-3 研究分野の選定

これまでの議論を踏まえて次の分野を研究対象とした。

- ①「WTO+/エクストラ」で新たなルール形成が進んでいる分野
 - 環境
 - 労働・人権
 - デジタル
- ②WTOの異なる価値観に基づく分野で、WTOの自由貿易体制との調和・バランスが課題となる分野
 - 安全保障分野

(両価値観の接点として、FTA/EPAでの安全保障条項に関するケーススタディを実施する)

これらの分野において、CPTPPや日EU EPA、USMCA、先進的な環境やデジタルなどの分野でのFTA/EPAの事例などについてケーススタディを行い、実態に関する評価を以下の章で行った。

図表11

観点	評価の観点	内容
国際通商体制の維持・強化	貿易の自由化	関税の削減や非関税措置の撤廃などを通じて市場アクセスの拡大を実現するか
	WTOルールの補完	WTOルールにおいて十分手当されていない内容を補完するか
	現行WTOルールとの整合性	WTOルール（または原則）と不整合を生じさせないか
	非貿易的関心事項（環境、安全保障等）への対応	貿易の自由化と非貿易的関心事項について、適切なバランスの取れたルールとなっているか
日本にとって利益になるか	経済発展	当該ルールが策定されることは、日本企業のビジネスにどのような影響を持つか
	安全保障	日本の安全保障にとってどのような意味を持つか (※どのような安全保障を前提とするかに留意する)
前提となる国際通商体制	国際通商体制における米中の動向	評価の前提として、どのような通商体制のシナリオ（米国・中国等の動向）を置いているか

II. 安全保障分野

1. 安全保障分野における FTA/EPA のルール形成

1-1 WTO ルールにおける安全保障例外の位置付けと着目すべきポイント

(1) WTO ルールでは GATT21条の安全保障例外に関して以下のように規定している。

GATT21条

安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。

* 上の四角囲みの部分がポイント

(2) 安全保障例外に関しては、これまで抑制的に運用されてきたが近年次のようにパネルでも係争案件が上がってきた。

これらは各々精査されるべき事案であるものの、本研究の観点からポイントは次の通りである。

①ウクライナに対するロシア国内を経由した輸出の制限に関するパネルの判断 (DS512)

21条 (b) の柱書の記述は「締約国が…認める (which it considers)」とあり、自己判断的な文言であるが、(i)～(iii)に関する適合はパネルにより客観的に審査されるとされた。2016 年の両国の紛争に伴う措置であったことから (iii) が認められロシアの主張が通った形となった。

②米国の通商法 232 条に基づく鉄鋼・アルミ製品への追加関税 (DS544 など)

パネルは上記ロシア・ウクライナケースと同様の判断。これに対し米国は 21 条 (b) 柱書には「締約国が…認める」とあり、(i)～(iii)を踏まえて何が「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要である」かは、この例外を援用する加盟国の自己判断と主張している。

③米国による香港原産地表示要件事件 (DS597)

中国による香港国家安全維持法の制定等を受け、米国が香港產品に対し香港の原産地表示を認めず、中国と表示するように定めたことに対し、香港が貿易制限的な措置であるとしてWTOに提訴した。パネルでは GATT21条 (b) の(iii)に関し、香港の情勢は“戦時”とは認められないとして香港側の主張が認められた。

これらのパネル判断で明らかとなってきたように、WTO ルールでは GATT21条(b)の柱書(i)～(iii)（四角囲いの部分）の記述に基づき、これに該当するかパネルにおいて客観的に審査されることになる。一方、米国はパネルで主張したように、何が「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要である」かは、この例外を援用する加盟国の自己判断と主張している。

1-2 FTA/EPA 安全保障例外における「米国型」「WTO型」の類型

(1) 上記のような、一定程度規程を書き込み、国際ルールの透明性の確保に努めようとする WTO ルールにおける考え方がある一方、米国の主張に見られるように、安全保障例外性は自国の判断を尊重するとの主張の流れが FTA/EPA における安全保障例外でも見ることができる。特にこれを WTO(GATT 型)と米国型と区別すると、日本が締結した FTA/EPA は次の通りであり、米国が交渉に関与した協定であるかによって両者に分かれる。

(図表 12)

TPP/CPTPP	措置発動国の判断を尊重（米国型）
日米貿易協定	措置発動国の判断を尊重（米国型）
RCEP	WTO (GATT) 型
日欧 EPA	WTO (GATT) 型
日英 EPA	WTO (GATT) 型
日シンガポール EPA	WTO (GATT) 型

(2) 安全保障例外規程（米国型）

米国型では次のような内容で規定されている。

①TPP/CPTPP

第 29 章 第 29.3 条

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が国際平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又

は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

●備考

2012 U.S. Model Bilateral Investment Treaty 第 18 条と同内容

* 米国が締結する多くの協定において同じ内容で定義されている

Article 18: Essential Security

Nothing in this Treaty shall be construed:

- 1.to require a Party to furnish or allow access to any information the disclosure of which it determines to be contrary to its essential security interests; or
- 2.to preclude a Party from applying measures that it considers necessary for the fulfillment of its obligations with respect to the maintenance or restoration of international peace or security, or the protection of its own essential security interests.

* 2012 U.S. Model Bilateral Investment Treaty

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2870/download> (GATT21条と異なる記述を散文で表示)

②日米貿易協定

第 4 条

* CPTPP の第 29.3 条の記載に同じ

●備考

2012 .Model Bilateral Investment Treaty 第 18 条と同内容

③米国型の特徴

GATT21条に関する米国の姿勢を見ると、措置発動国（締約国）自身で安全保障理由を判断し、例外が適用できるよう主張しており、自国が締結する各種協定文書に反映させている。この結果、米国が締結した協定における安全保障例外は初期のものを除き、措置発動国の判断を尊重する「米国型」となっている。

(3) 安全保障例外規程 (WTO 型)

日本が締結している FTA/EPA に見られる事例は次の通りである。 (青文字はGATT21条と異なる記述部分を表示)

①RCEP

第 17.13 条 一般規定及び例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。
 - (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質若しくは核融合物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤*を防護するためにとる措置
 - *中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。
 - (iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

②日 EU EPA

第 1.5 条 安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。
 - (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の生産又は取引に関する措置
 - (iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (iv) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。
- 2 1 の規定にかかわらず、
- (a) 第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。
 - (b) 第十四章の規定の適用上、第十四・五十四条の規定を適用する。

③ 日英 EPA

第 1.5 条 安全保障のための例外

* 日・EU EPA の第 1.5 条に同じ

④ 日シンガポール EPA

第 4 条 安全保障のための例外及び一般的な例外

1 日・EU EPA の第 1.5 条に同じ

2 1 の規程の適用にあたり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規程の解釈及び運用を考慮する。

3 省略（サイバーセキュリティ対策の除外）

⑤ WTO 型の特徴

EU が締結した FTA/EPA の場合、WTO (GATT)型であり、日 EU EPA もその 1 つのケースとなっている。

RCEP では GATT21 条にインフラ関連の防護措置を加える等、時代のニーズに即した若干の規程の追加がなされているが、GATT21 条に準拠していることに変わりない。

（4）中国の経済連携協定における安全保障例外規程

中国はアジア諸国や中南米諸国を中心に多くの国と自由貿易協定を締結、もしくは交渉している。

中国・オーストラリア自由貿易協定においては安全保障例外について GATT21 条および GATS14 条の 2 を準用することが定められている。

<https://www.dfat.gov.au/trade/agreements/in-force/chafta/official-documents/Pages/official-documents>

ARTICLE 16.3: SECURITY EXCEPTIONS

Article XXI of GATT 1994 and Article XIV bis of GATS are incorporated into and made part of this Agreement, mutatis mutandis.

ただし、中国は「総体的国家安全観」を掲げ、2019 年に中国独自の幅広い国家安全保障の対象範囲を定めている。政治、軍事、国土保全、経済、金融、文化、社会、科学技術、サイバー空間、食料、生態系、資源、核、海外利益、宇宙空間、深海、極地、バイオ、AI、データを重点分野とし、諸外国よりもはるかに広い範囲の諸事象を国家安全保障の対象としている。

通信機器等の政府調達においては、外資企業には十分な情報を開示しないまま、安全保障を理由に国内企業を優遇している。

RCEP におけるデータ移転とコンピュータ設備に関する規制については、米国型より広い安保例外が規定されている。締約国が安全保障に関わると考えている措置は当然認めら

れる上で、これを紛争処理で争わないという規程がある。

これは上記中国等の主張に配慮したものと解することができる。

2. 安全保障例外に関する考察

GATT20条は一般例外であるのに対して、GATT21条の安全保障例外規程は、戦争のような適用されない場合などの条件付けがなされておらず、適用範囲に限定性がない。安全保障には国家主権が中核にあることがこの背景にある。

WTOにおいてGATT21条に関する具体的な事例は最近までなかった。この安全保障例外は完全には使わないというコンセンサスがルール形成の際にあったと考えられる。これが、近年のロシア・ウクライナ紛争のように安全保障上の紛争が多発・激化する中で、WTO規程の解釈や整合性が、新たに問われる状況となっている。

米国は歴史的に見ても、安全保障例外を主権国の判断で取ることができるとの立場に立ってきた。しかしながら、第2次トランプ政権発足後、安全保障を理由に根本的な貿易体制の変更を求めている。

米国において第2次トランプ政権発足後、1962年通商拡大法232条（特定製品の輸入が米国の安全保障に脅威を与えると判断される場合に、政権が追加関税などの輸入制限措置を発動する権限）に基づき、自動車、同部品、鉄鋼・アルミ製品、銅について大幅に関税を引上げた。また、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、中国とカナダ、メキシコによる違法麻薬対策の不備等を理由に関税引上げを行うとともに、国際収支の不均衡を理由に、国際緊急経済事態として関税措置を講じるとした。

第2次大戦後、これまで全世界に対して広範な関税措置を講じたことはなく、ここに至って安全保障例外措置を用いて限りなく世界の自由貿易を阻害する事態となっている。

（注）オコンジョイウェアラWTO事務局長は、「世界貿易の9割は米国外での取引であり、世界貿易の大部分はWTOのルールに基づき行われている」と述べている。

一方、中国はFTA/EPAで安全保障例外においてはWTO準拠の実績もあるものの、データ流通などにおける例外の扱いについては、中国の「総体的国家安全観」に基づき、国家主権の確保など強く主張している。このような観点からは、「米国型」は中国も含めて「大国型」と分類し得るものであり、現下のトランプ政権のみならず米国との対抗の中で中国も安全保障に基づく貿易政策を強化することが懸念される。

更に、このような米中の動向に引きずられて、それ以外の国々においてもGATT21条の遵守意識の低下や米国型FTA/EPAへの傾倒など自由貿易意識の低下を招いていないか懸念がある。

自由貿易を基軸とする秩序化を望む国々との連携をすることが今後重要となる。

III. 環境分野

1. FTA/EPA における環境分野ルールの形成状況

地球環境問題を中心に環境分野への関心は近年、世界的に急速に高まったが、通商ルールでは 2010 年頃から WTO の立法機能が停滞する中で、国連等での環境問題に関する議論が活発化する状況下で、環境分野における通商に関するルール形成が FTA/EPA で進展している。本分析では、

- ・EU 型：EU が FTA/EPA 形成時に折り込んでいる貿易と持続可能な開発（TSD）章
 - ・米国型：CPTPP における環境関係章
 - ・環境分野に特化した協定事例（ACCTS、FCT）
 - ・最近の WTO 環境分野・関係事例（漁業補助金、ロシアの CBAM 提訴）
- を取り上げる。特に EU 型と米国型を比較して議論を試みる。

1-1 EU が主導する貿易と持続可能な開発（TSD）章の概要

EU の貿易協定は、EU 及びパートナー国の持続可能な成長を促進する重要な手段であり、現代の EU 貿易協定では TSD に関する明確な規定が盛り込まれている。

① 主要な原則と義務

- EU と貿易相手国は以下を履行しなければならない：
- 國際労働機関 (ILO) の中核的原則の尊重を含む、國際労働條約および環境協定（パリ協定を含む）の実効的履行
- 環境・労働法規制の強化や独自の規制権限の維持
- 環境・労働法の実効的施行、環境・労働基準の引き下げによる貿易・投資誘致の禁止
- 木材・水産物などの天然資源の持続可能な貿易
- 絶滅のおそれのある動植物の違法取引への対処、気候変動対策に資する貿易の奨励
- 循環型経済、資源効率的経済、森林伐採ゼロサプライチェーンへの転換のための協力企業の社会的責任（CSR）等の実践の促進

② 実施方法と仕組み

- EU と相手国は TSD 義務の履行について定期的に協議
- 各国専門家グループ (Trade and Sustainable Development Expert Group) を通じて加盟国と連携
- 市民・市民社会が TSD 違反を「シングル・エントリーポイント」に通報可能。欧州委員会が調査・対応
- 「国内諮問グループ (DAGs)」：労働、環境、企業関係者による協定履行の助言と議論

③TSD 章を含んだ EU の貿易協定の締結状況

■ TSD 条項を含む発効済の貿易協定(例)

- カナダ(第 22-24 章)、中米諸国(第 VIII 編)、チリ(第 26 章)、コロンビア・ペルー・エクアドル(第 IX 編)、日本(第 16 章)、韓国、シンガポール、ベトナム、ジョージア、ウクライナ、モルドバ、ニュージーランド、英国など

■ 承認待ちの協定(TSD 条項含む)

- 中国、メルコスール、メキシコ

■ 交渉中の協定(TSD 提案を含む)

- オーストラリア、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、東南・南部アフリカ地域

■ 持続可能性規定を含むその他の EU 協定

- アルメニア CEPA(第 9 章)、アンゴラ、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン、アゼルバイジャンとの協定など

④TSD レビュー (2022 年 6 月 22 日公表)

(i) レビューの流れ

- 2021 年 7 月、公開協議を通じてステークホルダーの意見を募集
- 2022 年 2 月、TSD 政策比較に関する独立調査報告書を公表
- 2022 年 6 月、「貿易パートナーシップの力：共に進めるグリーンと公正な経済成長」に関する欧州委員会のコミュニケーションにおいて公表。2021 年に公表された TSD 行動計画（15 項目）の実施・改善を目指したレビューである。

(ii) 6 つの政策優先事項

- パートナー国とのより積極的な協力
- 国別・分野別アプローチの強化
- TSD 章を超えた協定全体への持続可能性の主流化
- 実施状況の監視強化
- 市民社会の役割強化
- 最終手段としての貿易制裁による執行強化

(iii) 実施状況

- ニュージーランド、チリ、ケニアなどとの新協定において TSD を強化
- 発効済協定、締結済協定、交渉中協定に対し、TSD レビューの成果を反映

出所) 欧州委員会ウェブサイトより作成 (https://policy.trade.ec.europa.eu/development-and-sustainability/sustainable-development/sustainable-development-eu-trade-agreements_en)

1-2 米国型の特徴

米国は、北米自由貿易協定（NAFTA）以降、労働及び環境問題が貿易政策において重要性を増したことを受け、貿易の連携及び持続可能な開発条項（TSD 条項）を優先事項としてきた。米国の貿易政策形成は、行政府と立法府の双方によって共同で決定されるプロセスである。

米国の TSD モデルには、自由貿易協定（FTA）における労働及び環境条項の履行及び執行に関して、以下の三つの中核的特徴がある。第一に、批准前のプロセスに重点を置く点である。第二に、FTA に基づく労働及び環境義務の履行が不十分な場合、市民社会の関係者が苦情を申し立てることができる点である。第三に、執行手段として貿易制裁を用いる可能性がある点である。もっとも、米国モデルにおいて制裁措置の活用は政策論争上の注目を集めているものの、実際には例外的措置にとどまっている。最新の履行及び執行メカニズムは、USMCA に盛り込まれており、特に「結社の自由」に関する迅速対応メカニズム（Rapid Response Mechanism, RRM）がその一例である。

オバマ政権下、TPP 協定の形成で米国が係わり、その後第 1 次トランプ政権で米国が脱退して CPTPP が締結されたが、CPTPP の環境章において米国の関与を色濃く残しているため、その特徴を述べることしたい。

CPTPP においては、第二十章に環境章が位置づけられている。同章の目的は第 22 条に次のように定められている。

1. この章の規定は、相互に補完的な貿易及び環境に関する政策を促進すること、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行を促進すること並びに貿易に関連する環境問題に対処するための締約国的能力を高めること（協力を通じて行うことを含む）を目的とする。
2. 締約国は、自国の優先事項及び事情を考慮しつつ、環境を保護し、及び保全し、並びに自国の天然資源を持続可能な方法で管理するために協力を推進することが、持続可能な開発に貢献し、環境の管理を強化し、及びこの協定の目的を補完することができるという利益をもたらすことを認める。
3. 締約国は、更に、締約国間の貿易又は投資に対する偽装した制限となるような態様により、自国の環境法令その他の措置を定め、又は用いることが適当でないことを認める。

また、23 条においては次のように定められている。

1. 締約国は、持続可能な開発を促進するに当たり環境の保護を改善するため、相互に補完的な貿易及び環境に関する政策及び慣行の重要性を認める。
 2. 締約国は、環境に関する自国の保護の水準及び優先事項を定め、並びにそれらに従って自国の環境法令及び環境に関する政策を定め、採用し、又は修正する各締約国の主権的権利を認める。（中略）
- 6.2 の規定の適用を妨げることなく、締約国は、各締約国の環境法令において与えられ

る保護を弱め、又は、締約国間の貿易又は投資を奨励する目的で、自国は低下させることにより、貿易又は投資を奨励することが適当でないことを認める。このため、締約国の環境法令において与えられる保護を弱め、又は低下させる態様により、当該環境法令について免除その他の逸脱措置をとってはならず、又は取る旨提案してはならない。

即ち、CPTPP の締約国は、環境に関する自国の保護水準及び優先事項を定め、自国の環境法令を整備する主権的権利が認められており、この保護を弱めるような貿易又は投資に対する偽装的制限等は適当でないと位置づけている。

また、CPTPP 環境章においては、日 EU EPA などの EU 型と同じく、第 24 条に環境に関する多数国間協定の規程が次のように設けられている。

1. 締約国は、自国が締結している環境に関する多数国間協定が環境を保護するに当たり世界的に及び国内で重要な役割を果たすこと並びに自国による当該協定の実施が当該協定の環境上の目的を達成するために不可欠であることを認める。このため、各締約国は、自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施することについての自国の約束を確認する。

締約国は、貿易及び環境に関する共通の関心事項（特に、関連する環境及び貿易に関する多数国間協定の交渉及び実施）に係る締約国間の対話を通じ、貿易に関する法令及び政策と環境法令及び環境に関する政策との間の相互の補完性を高める必要性を強調する。これは、EU 型（日 EU EPA の例）では第 16 章（TSD 章）第 16.4 条、環境に関する多数国間協定において、

5. この協定のいかなる規定も、一方の締約国が自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

と定められているところと、環境に関する多数国間協定の尊重と、偽装した制限となる貿易制限措置を採らない趣旨で共通のものもある。

1-3 分野特化型協定の事例としての ACCTS（気候変動、貿易持続可能性に関する協定）

ACCTS はコスタリカ、アイスランド、ニュージーランド、スイスの間で 2024 年 11 月に調印された。

ACCTS の構成は次の通り

序文

第 1 章：初期的・一般規定

第 2 章：環境財の貿易

付属書 I : 環境目的 - 環境財の貿易

付属書 II : 環境財リスト

第 3 章：環境サービスの貿易

付属書 III：環境目的－環境サービスの貿易
付属書 IV：環境および環境関連サービスのリスト
付属書 V：特定約束のリスト（各国）

第4章：化石燃料補助金

付属書 VII：化石燃料と見なされる物品リスト
付属書 VIII：化石燃料と見なされるエネルギー製品リスト
付属書 IX：禁止される化石燃料補助金のリスト
付属書 X：化石燃料補助金の約束表（各国）

第5章：エコラベリング

第6章：組織的規定

付属書 XI：締約国別の組織的決め

第7章：紛争解決

第8章：最終規定

2. 考察

2-1 環境分野における「WTO+」「WTO エクストラ」の意義

WTOにおいても、マラケシュ協定の前文において、「経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し」と規定され、すでに持続可能性の概念や、環境保護の重要性は規定されていた。

ただし、WTOは上記を具体的な規定として定めるには至っていなかった。しかし、これらの前文の文言を解釈指針として機能させることで、WTO初期の重要判例（例えばエビ・亀事件（DS58）のGATT20条（g）における「有限天然資源」の解釈等）は環境保護の要素をGATTの解釈に取り込むよう腐心していた。

2010年ドーハラウンドの交渉停止宣言に象徴されるように、WTOの立法機能を果たせない一方、世界的に見て地球環境問題などの環境問題が国際社会の課題として大きく取り上げられることとなった。

本章1. でEU型や米国型、ACCTSのような分野特化型を見てきたが、これらのFTA/EPA等が環境政策と貿易政策のバランスを図る上で一定の役割を果してきている。ニュージーランド政府は、ACCTSが以下の便益をもたらすと説明している。

ニュージーランド企業にとっての新たな商機：

- ・数百品目に及ぶ製品が「環境財」として認定され、輸出入における優遇措置が適用される（MFNに均霑）

300品目超の環境・省エネルギー関連製品に対する関税およびその他の障壁の撤廃：

- ・LEDランプ照明器具、充電式電池、太陽光パネル、風力・水力タービン、電気自動

車、羊毛繊維、再生紙、静電変換装置、木材製品

110の環境サービスおよび環境関連サービスへのアクセス改善：

・持続可能な農業サービス、林業コンサルティング、プロフェッショナル・エンジニア

リング、建築設計サービス

エコラベリング

・エコラベルの基準が定められており、事業の円滑化と一貫性の確保が図られている。

消費者の信頼を高め、エコラベルが貿易障壁とならないよう設計されている。

化石燃料補助金改革

・化石燃料補助金の利用を規制するための、世界初の国際的枠組みが導入された。燃料サービスの安価かつ安定的な供給を支える補助金の役割を認識しつつ、実効性のあるルールを通じて責任ある行動を促進する。

FTA/EPAにおいて環境分野章を規定する意味合いとしてはまず、貿易を積極的に活用して環境保護や持続可能な開発を実現するもの（すなわち、貿易の自由化が環境保護等に貢献する）として、環境物品やサービスの貿易自由化が挙げられる。

この水準は FTA/EPA によって大きく異なり、ACCTS のように関税やサービス障壁の引き下げ・MFN 均霑を義務づけるものから、日 EU-EPA や CPTPP のように、こうした物品・サービスの自由化の貢献を認めつつ、努力義務として規定するものなどがある。

また、ACCTS が規定する（任意規格としての）エコラベリングのように、消費者が環境に有利な製品を選択するための情報の非対称性の解消に向けた措置が規定されている。これらは CPTPP や日 EU-EPA においても任意協力として盛り込まれているが、ACCTS は具体的な要件を定める等、より踏み込んでいる。

更に、次のような積極的な意味合いを持っている。

①通商協定における環境に負荷を与える措置の是正

環境に負荷を与える措置、例えば化石燃料補助金の廃止（ACCTS）や化石燃料投資の保護の撤廃（ECT）、IUU 漁業などに対する補助金の廃止（CPTPP、日 EU-EPA）等が規定された。

これらは環境保護に対して貿易や投資が悪影響を与えることを防止する点で、先に見た貿易と環境保護の関係と対になるものであるといえる。

②環境保護に関する他の条約体制との協力関係

多数国間環境条約（MEA）との連携とその履行確保への貢献：CPTPP や日 EU-EPA は一般的に MEA の尊重を規定している。そのうえで、特定の条約、例えば CITES について、その国内履行を義務付けるとともに、これらが専門家パネル等の紛争解決手続の対象となることで、既存の MEA（例えば CITES）の履行確保にも貢献している。

上記は、いわばTRIPS 協定によってベルヌ条約等が WTO の紛争解決手続に係ることで履行確保が促進されたことと同じ構造といえる。

③WTO でのルール形成に向けた先行例としての FTA/EPA

IUU 漁業への補助金交付廃止は、CPTPP や日 EU EPA において、WTO に先んじて規定されていた。こうした流れによって、WTO でのルール形成につながった面もあるのではないか。

ただし、FTA/EPA から国連での SDGs の規定を通じて WTO につながった可能性もあり、単純にこの流れを肯定できるかについては更なる確認が必要である。

仮にそうであれば、EPA/FTA は環境分野においてはルールのインキュベータとしての側面を有している。また、ACCTS のような野心的な取り組みが全 WTO 加盟国に対して加盟を開放している点も、このような流れを意識したものとしてとらえられうる。

2-2 FTA/EPA に環境分野を設けることの問題点・課題

(1) 断片化

複数の意味で断片化が問題となると考えられる。まず、FTA/EPA の規定自体が多様化している。例えば、IUU 漁業に関する義務は、日 EU EPA に比べて CPTPP は非常に詳細である。

次に、各 FTA/EPA に MEA が取り込まれている。今後各 FTA で紛争解決が蓄積した場合には、各 FTA 每の MEA に関する解釈が蓄積され、他の FTA/EPA あるいは MEA の公式な解釈と異なってくる可能性もある。

ただし、例えば日 EU EPA では各紛争解決機関が MEA 等の外部国際レジームとやり取りをすることが定められており、このような懸念を一定程度払しょくするものとなっている。

ACCTS のようにタクソノミー（どのような物品やサービスが自由化の対象とされる「環境保護を促進する物品/サービス」か）が進むとすると、協定間でかなり異なった内容が規定されるという問題が起りうる。また、自由化されるか否かに直結するため、ある物品やサービスが「環境保護を促進するか否か」をめぐって議論が先鋭化する可能性もある。実際、EU におけるタクソノミーの議論では、EU 加盟国内で議論を呼んだ（独仏間の天然ガスや原子力発電をめぐる対立）。

(2) 途上国の扱い

環境分野では、例えば気候変動に顕著であるが、リオデジャネイロ宣言を源流とする、途上国と先進国で義務の水準が異なったものとする「共通だが差異ある責任」が重要な原則となっている。FTA/EPA の規定の一部は、上記の原則とは異なった内容を課すものであり、この点でやはり問題となる。

ただし、特定の国が見えるのが WTO のような多角的体制と異なる FTA/EPA の利点でもあり、例えば途上国加盟国の履行スケジュールを遅らせる、キャパシティ・ビルディング等を約束するといった形である程度対処しうることも事実である。

(3) WTO 協定との齟齬

日 EU EPA は MEA との関係について、「この協定のいかなる規定も、一方の締約国が

自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。」（16.4条の5）と定める。

これは、MEAの実施に関する広範な例外を認めるものであるが、WTOのGATT20条に比べると「必要性」の要件が不要となり、GATTより広い範囲を正当化しうるが、将来の紛争においてWTO違反にこうした条項が使われるリスクはある。例えばCBAMのようなEUによる一方的措置を正当化する根拠として用いられることがないよう、慎重に利用状況を見極める必要がある。

（4）履行確保

EUはTSD章について紛争解決の対象とならないという立場を示してきたが（例：日EUEPA）、2022年の方針転換によって、紛争解決の対象とするとの立場に転換した。これは、特に協力型の履行確保に向けた規定では、実際には履行確保が保たれてこなかったことを問題視したものである。

しかし、旧来紛争解決の対象としてこなかったのは、特に途上国においては能力不足（人員、予算等）によって、義務を履行したいが履行できないという事態が想定されたためであり、果たして紛争解決の対象とすることだけで、履行確保の問題を解決できるかは不透明である。

EUでは紛争解決の対象としても、対話を通じたキャパシティ・ビルディング等も並行して模索するとしているが、このような方針転換が実際に履行確保につながるかについては今後の展開を注視する必要がある。

2-3 EU型と米国型の親和性

本章で見た日EUEPAとCPTPPの比較では、例えばカバレッヂにおいて、CPTPPは漁業関係を幅広く含むなど相違はあるものの、類似する内容や法的拘束力の程度など主要な要素において類似点が見られる。

- ①ACCTS等と異なり両者は物品サービスの自由化やエコラベリングのような措置も努力義務に止めている。
- ②両者とも環境分野の多国間協定（MEA）の尊重規定と紛争手続の一部に関係している。

EUは、第2次トランプ政権の動向を念頭にCPTPPとの連携を強化したい意向があるが、環境分野は比較的連携を取り易い分野として注目すべきである。

一方、EUのCBAM措置については、環境政策からの意義のみならず、WTOルールとの整合性も検証されていくべきであり、2025年5月にロシアがEUのCBAM措置や排出量割当がWTOに違反すると提訴した事案を検証していくべきである。

2-4 日本の環境分野に関する FTA/EPA 政策への含意

日本は、多くの自由貿易協定（FTA）において、環境および労働に関する条項を盛り込んでいる。そのアプローチは協力的手法であると位置づけられる。大半の協定には具体的な履行メカニズムが明記されていないものの、第三国との共同協力声明からその存在を読み取ることができる。これらの声明は、締約国が貿易および持続可能な開発に関する課題について協力する意向を示すものである。その結果、日本が締結した多くの協定は、持続可能な開発に関する条項（TSD 条項）よりも、主として貿易上の課題の履行に重点を置いている。CPTPP や日 EU EPAなど、近年の協定においては、他の締約国の強い影響が履行メカニズムの設計に大きく影響を及ぼした。

今後日本の FTA/EPA 政策を検討する際には、環境分野の親和性と共通性に着目した深堀りを関係国と検討することが、有意な触媒（catalyst）の役割を担う可能性がある。

- ①先述のように、日 EU EPA を含む EU 型 EPA と CPTPP は親和性のある環境章を擁しており、EU からも意欲が示されたように、この二つのタイプの協定の連携の橋渡しの検討も意味があると考える。
- ②日本が立ち上げている AZEC 構想（アジア・ゼロエミッション共同体）を、AZEC の加盟国が多くが加盟する RCEP を通じて深堀していくことも一案であろう。

IV. 労働分野

1. 労働人権分野に関する FTA/EPA におけるルール形成の状況

1-1 米国の通商法における労働問題への通商法上のアプローチの潮流

(1) 米国 FTA/EPA における沿革

米国は、NAFTA 締結時に、労働ダンピングへの対応の観点から労働章を規定してきた。即ち初期より米国においては LPF（レベルプレイングフィールド）の観点がある意味で明確になっていた。

この潮流はその後も続き、第1次トランプ政権においては、NAFTA を2017～2018年に再交渉し、2018年11月にUSMCAの協定署名が行われた。

労働人権分野については、USMCA附属書23-Aにおいて、メキシコに対し労働組合の団体交渉能力を改善するなど労働関係法令の整備を要求する内容となっており、これを受けてメキシコ側での労働関係法の整備が行われた。

(2) バイデン政権下の USMCA 迅速対応制度の整備

第1次トランプ政権はメキシコ側の法整備にまず重点を置き、続くバイデン政権は迅速なパネル審査と法執行を制度化した迅速対応制度（図表13）の活用に傾斜した。この結果、図表14のように、「結社の自由及び団体交渉の権利の拒絶」や「労働組合活動に対する報復としての労働者の解雇」などを内容とする多数の企業事案が上げられるようになり、「貿易警察（Trade policing）」が企業を対象とした新たな段階に至った。すなわち、Klaussenによれば、従来USTR等が行う「貿易警察」は主として貿易相手国の政府が行う政策や規制の通商ルールとの整合性を問題としてきたところ、米国では貿易相手国に所在する企業に対してこれを拡張するに至り、締結国域内の企業の労働問題について State to Corporate の迅速な対応を志向するようになった¹。

(3) 米国 FTA/EPA 労働分野を巡る最近の動向

①San Martin パネル判断（2024年）

- 争点：USMCA 付属書 31-A でいう「対象事業所」に該当するか、時間的管轄権が認められるか
- 第 31-A.15 条(i)に該当するためには直接的な貿易上のリンク（proximate trade link）が必要（para. 43）、(ii)についても同種又は代替可能な产品又はサービスが申立国から被申立国に輸出されていることが必要（para. 61）と判断
- 締約国間の貿易と無関係な事業者は除外（貿易警察としての効果の抑制？）

②Atento Servicios パネル設置要請（2024年4月16日）

¹ Kathleen Claussen, "Trade Policing", *Harvard International Law Journal*, Vol. 65 No. 1 (2023), pp. 27-28.

③IPEF その他の枠組みへの波及

- ・サプライチェーン協定第 9 条：「個別の施設における労働者の権利との抵触への対処」
- ・特異性：「他の締約国の経済のサプライチェーンに影響を及ぼし得ること」がトリガーか（9 条 2 項）、対話での解決を目指す（9 条 10 項）

1-2 EU の FTA/EPA における労働人権分野のルール形成の状況

（1）EU が締結してきた FTA/EPA における労働分野の基調

EU の特性として人権アプローチがあり、労働者すなわち人権価値の保護を貿易で重要視し、ILO 条約を批准するよう求める基調がある。

一方で、レベルプレイングフィールド（LPF）としての国益性が本音として控えている。EU にとって人権保護を前面に出すのが重要な理由として、EU が国家でない点があり、EU 加盟国を納得させるために普遍的なものを標榜しているという EU 特有の事情がある。

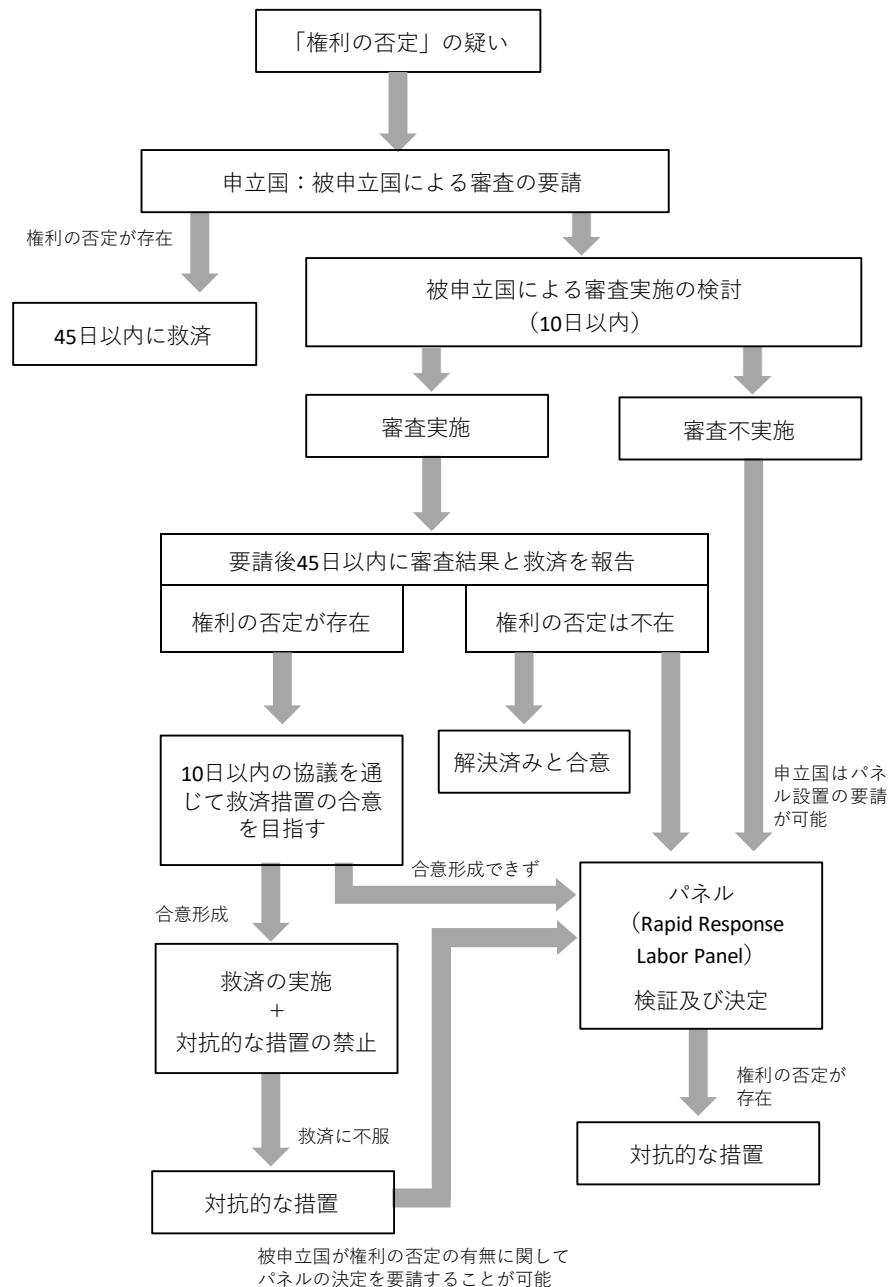
（2）韓 EU FTA 労働分野を巡るやり取り

EU は韓国の労働法制を問題視して、韓 EU FTA の枠組下で提訴した。この事件では 2021 年に専門家パネルにより、韓国労働組合のいくつかの規程が結社の自由についての原則を尊重することを求める協定第 13.4 条に違反するとされた。他方で、韓国が一部の ILO 条約を批准していないことについては、批准へ向けた努力が存在するとして協定違反は否定された。（詳細は閔根豪政著「韓国－労働組合法事件－自由貿易協定における労働問題の包摂とその動態－」、RIETI ディスカッションペーパーを参照）

EU は FTA における労働条項について、通常の紛争処理制度の対象とすることを避け、協定違反に対する貿易上の対抗措置を規定してこなかった。そのため、韓 EU EPA や日 EU EPA は両者とも労働分野を内包するが、制裁に関する規程を持たない。しかし最近になり、EU はモア・アサーティブポリシーとして、FTA/EPA を EU の政策を推進するツールとして活用する方針を出している。本件では韓国の履行が注目されたところ、良好と言える履行状況が確認されたものの、それでも EU は労働条項を強化する傾向を示すようになっており、引き続き注視する必要がある。

図表13

迅速対応制度：手続の開始からパネル設置の流れ



出所：関根豪政「USMCAにおける労働条項の動向とインド太平洋地域への影響」浦田秀次郎ほか『ルール志向の国際経済システム構築に向けて』(2022年)

図表14

迅速対応制度の活用状況（2025年5月時点）

No.	対象施設	内容
1	General Motors	結社の自由及び団体交渉の権利の拒絶
2	Tridonex	結社の自由及び団体交渉の権利の拒絶
3	Panasonic Automotive Systems de Mexico	結社の自由及び団体交渉の権利の拒絶
4	Teksid Hierro de Mexico	結社の自由及び団体交渉の権利の拒絶
5	Manufacturas VU (VU I)	結社の自由及び団体交渉の権利の拒絶
6	Manufacturas VU (VU II)	結社の自由及び団体交渉の権利の拒絶
7	Unique Fabricating	結社の自由及び団体交渉の権利の拒絶
8	Goodyear SLP	労働協約の内容の不遵守
9	Draxton	労働組合の人事や活動への干渉
10	Industrias del Interior (INISA)	労働者への労働協約の改正の受諾強要
11	Grupo México San Martin mine*	ストライキ下の炭鉱の運営再開
12	Grupo Yazaki	労働者投票における不正行為
13	Aerotransportes Mas de Carga (Mas Air)	労働組合活動従事者に対するハラスメント
14	Teklas Automotive	労働組合活動従事者に対する脅迫及び解雇
15	Asiaway Automotive Components	労働組合活動に対する報復として労働者の解雇
16	Tecnología Modificada	労働組合活動に対する報復として労働者の解雇
17	Autoliv Steering Wheels	労働組合活動に対する報復として労働者の解雇
18	Fujikura Automotive Mexico	労働組合活動従事者の雇用忌避
19	Atento Servicios*	労働組合の活動への干渉及び支持者の不当解雇
20	RV Fresh Foods	労働組合活動への干渉
21	Servicios Industriales González	労働組合活動に対する報復として労働者の解雇
22	Minera Tizapa	団体交渉の代表の不認可
23	Volkswagen de México	労働組合活動に対する報復として労働者の解雇
24	Ammunition Manufacturer Industrias Tecnos	労働組合結成の抑制と不当解雇
25	Impro Industries	労働組合活動への干渉、労働協約の見直し忌避
26	Pirelli Neumaticos	セクター横断的な協約の利益の享受の拒絶

27	Bader Leather Car	労働組合の組成の防止及びハラスメント行為
28	Odisa Equipment Services	脅迫や解雇を通じた結社の自由の妨害
29	Vidrio Decorativo Occidental	労働組合支持者への報復、不支持への報酬
30	Akwel Juarez	労働組合の不認可と交渉の拒絶
31	Hulera Tornel	セクター横断的な協約の不遵守
32	Aludyne Automotive Mexico City	労働組合の活動の妨害

2. 労働分野に関する考察

WTO設立当初は米国を中心に労働問題をWTOで扱うことを主張したが、途上国の反対にあい、1996年のシンガポール宣言では国際労働機関（ILO）が労働問題を中核的労働基準を定め取り扱う権限ある組織であることを明示する形で決着し、以降WTOで目立った動きがない。そこで、米国等の労働問題推進派諸国では、FTA/EPAにおけるルール形成で締結国間の貿易政策上、労働問題の価値を重視する方向でバランスを調整していると見ることができる。

しかしながら、米国、EUのFTA/EPAにおける労働分野のルール形成を見ると、その様には大きな相違がある。米国については従来型の国家間の紛争解決制度に加え、USMCAの迅速対応制度の創設と運用実績を見ると、問題ある締約国の国内企業の労働問題改善を直接USMCAに基づく提訴、救済措置等を通じて行うこととなっている。つまり、相手国ではなく、相手国所在企業による協定上の労働関連義務違反の是正について、FTA/EPAに基づく提訴・判断・対応措置を締約国間の取扱に基づいて効率的に行う志向を強めてきた。

第2次トランプ政権発足後、労働省・国際労働局が管理する交付金削減等が進められており、本制度活用が強化されるか弱体化するか引き続き注視する必要がある。

EUは、FTA/EPAに労働規定を取り込むことにより、ILO条約の批准や関連法制の整備、その運用に関する履行のチェックと、要すれば制裁措置を取るとの、言わばState to Stateでその改善を促してきた。

EUはState to Stateの構えを維持しているものの、世界的に見ると、労働問題や人権問題を含むSDG問題への関心が近年高まる中で、相手国政府の国内法整備・執行を通じて当該企業の問題改善を図ることは、途上国政府の行動が遅いことを理由に、EU域内の評価は高まらず、むしろ直接途上国の企業に働きかける方が実利的と考えて、企業に対して直接責任を課すという意味でのState to Corporateの傾向が強まっていると見ることができる。

V. デジタル分野

1. デジタル分野に関する国際ルール形成の状況

1-1 WTOにおけるルール形成

1998年の第2回閣僚会議において、デジタル分野に関する貿易課題を検討する「電子商取引作業計画」が策定されるとともに、電子的送信に対して関税を課さない慣行（モラトリアム）を維持することについて政治的合意がなされた。その後、1999～2001年、2003～2004年を除き、モラトリアムの継続が合意されてきた。

途上国のIT業界を含む各国の産業界は、電子的送信への関税賦課に反対する立場を示しており、2024年2月には、日本、米国、EU、中国、インド、インドネシア、南アフリカなどを含む世界各国の180の産業団体が、第13回閣僚会議でのモラトリアム延長を求める要望書²を提出した。一方で、インドや南アフリカなど、一部の国の政府は政策的な柔軟性を確保する等観点から、モラトリアムに慎重な姿勢を維持している。このため、2026年3月に開催予定の第14回閣僚会議で、モラトリアムの延長や恒久化が実現するか注目が集まっている。

関税不賦課については、上記の通りモラトリアム延長という形で対応が続けられてきたが、他のデジタル貿易ルールに関しては、閣僚会議や電子商取引特別会合で必要性が提起されつつも、一部の国が手続き面などを理由に反対してきた。こうした状況の中、2017年12月に開催された第11回閣僚会議では、日本が豪州、シンガポールとともに、電子商取引の包括的なルール形成を推進する有志国を集め、電子商取引閣僚会合を主催し、その共同声明を基に「共同声明イニシアチブ（JSI）」が開始された。

2019年には、ダボス会議で安倍元総理大臣が「DFFT（信頼性ある自由なデータ流通）」の概念を提唱。同時に、日本、豪州、シンガポールが主催したWTO電子商取引に関する非公式閣僚会議で、通商ルール交渉開始の共同声明を発出した。その後、3カ国が共同議長として交渉を主導し、91カ国・地域が参加。2024年7月には、交渉の成果をまとめた「安定化テキスト」が公表され、電子的送信への関税賦課の恒久的禁止に加え、サイバーセキュリティや個人情報保護など、信頼性ある電子商取引を確保する条文等が盛り込まれた。

2025年2月のWTO一般理事会では、71の交渉参加国・地域が共同提案国となり、マラケンヌ協定附属書4への組込申請を行ったが、WTO加盟国のコンセンサスは得られなかった。附属書4の組込は、締約国間のみ効力を持つ plurilateral協定であるものの、コンセンサス決定が必要という大きな課題を有する中で、安定化テキストに合意した71カ国のモメンタムを失わないうちに、協定内容をいかに早期発効させるかが課題となっている。

1-2 EPAにおけるルール形成

WTOにおけるルール形成では、関税不賦課のモラトリアムや安定化したテキストの附属

² https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/mc13_e/ngo_position_papers_e/global_industry_e.pdf

書4への組込を巡って、加盟国間での立場の隔たりが顕著となっている一方、先進的な交渉が進展しているのがEPAにおけるルール形成である。2000年代初頭、豪州、シンガポール、米国などがEPAにデジタル貿易分野を追加して以降、日本も2009年に署名・発効した日スイスEPAを皮切りに、デジタル貿易に関するルールを含む二国間・多国間EPAの締結を積極的に推進してきた。

近年、これらの協定内容は継続的にアップデートされており、特にCPTPPにおける電子商取引章（第14章）は、WTO協定や他のEPAと比較しても、より広範かつ包括的な内容を有している。同章には、日本企業の関心が高い以下の条文が含まれている。

① デジタル・プロダクトの無差別待遇

デジタル・プロダクトは、「コンピュータプログラム、文章、動画、静止画、音声録音など、デジタル符号化された製品」と定義される。ゲームやアニメを含む日本発のコンテンツ輸出額は年々増加しており、近年では鉄鋼や半導体産業を上回る規模となっている³。こうしたコンテンツについて、海外市場で内国民待遇および最惠国待遇を確保することの意義は極めて大きい。

② 情報の電子的手段による国境を越える移転／コンピュータ関連設備の設置に関する要求の禁止

クラウドサービス事業者にとって、各国でサーバやデータセンターの設置を義務付けられることは、セキュリティ対策の面でも、設備のグローバルな最適配置を阻害する要因となる。さらに、個別企業が進出先で国内サーバの利用を強制されれば、不要なコスト負担を招く。「コンピュータ関連設備の設置に関する供給の禁止」は、こうした要求を締約国が行うことを原則的に禁止する規定である。また、「情報の電子的手段による国境を越える移転」は、日本企業が海外で取得した事業データを集約・分析し、サービスや製品の改善に活用することを可能にする。

近年では安全保障やデータセンター投資促進などを理由に、データの国内保存や国外持ち出し禁止を求める国が増加している。このため、こうした措置が正当な公共政策目的に基づき、必要最小限度であることを求める規律の重要性が一層高まっている。

③ ソース・コードの移転・開示要求の禁止

技術の進展により、ソフトウェアなどのデジタル・プロダクトだけでなく、さまざまな製品や機器にソフトウェアが組み込まれるようになっている。この状況下で、輸入や販売の条件として他国が不当な開示要求を行うことは、強制的な技術移転につながる恐れがある。本規定は、このような措置を禁止し、日本企業の技術的知的財産を保護するものである。

CPTPPの発効以降、各国でデジタル貿易協定の締結がさらに進展する中、CPTPPにおいても電子商取引章の内容を更にアップデートするための議論が進められている。2025年11月

³ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2025/cs_wg/dai1/sankou1.pdf

に開催された第9回TPP委員会では、2026年に予定される協定の一般見直しにおいて、電子商取引章を対象とすることが決定された。また、その見直し項目として、人工知能（AI）、デジタルアイデンティティ、オンラインの安全性、電子決済等の分野が提示された。

2. デジタル分野に関する考察

「新たな通商ルール戦略研究会」では、非経済的関心分野の現況をケーススタディ等として取り上げ、WTOルールとの整合性や問題を抽出して、新たな通商ルールの構築を検討してきた。しかし、デジタル経済は、新しいルールを検討する以前に、未だ統一された定義がなく、ルールが確立していない分野である。ここでは、デジタル経済の状況を概観しその問題を抽出して、今後の趨勢について考察する。

2-1 デジタル経済とは何か

APEC Digital Economy Steering Groupは、デジタル化されたデータを活用するあらゆる活動がデジタル経済の一部を構成するという。デジタル経済は非常に広い概念であるということである。その上で、「デジタル経済」の定義によって異なるものの、2024年11月現在のデジタル経済の規模は世界GDPの4.5%から15.5%と推定されるとし、今後10年間で世界経済において創出される新たな価値の約70%がデジタル対応プラットフォームに基づくものになると予測している。この規模は、デジタル経済のルールなくして、今後の経済・通商ルールが成立しないことを意味するものである。

OECDは、統一された定義はないしつつ、「デジタル貿易とは、デジタル技術によって可能になるあらゆることを指し、（商品・サービスが）デジタルか物理的かを問わず、あらゆる形態で提供される」とする。言い換えれば、デジタル貿易とは、デジタルで発注され、かつ／またはデジタルで配信されるすべての国際貿易のことである。現在では、デジタル貿易は、消費者、企業、政府が関与する、デジタルまたは物理的に提供可能な商品およびサービスの貿易における、デジタル対応のすべての取引を包含するというコンセンサスが高まっている。

2-2 デジタル経済の現状

2025年6月に国連貿易開発会議(UNCTAD)が発表した"Global trade update"は、「今や、デジタル・プラットフォームは世界経済を支配し、貿易、コミュニケーション、そして日常生活を変革している」とした上で、「世界で最も価値のある企業10社のうち7社は、今やデジタルジャイアントである。これらの企業は単一の分野をリードしているのではなく、クラウドコンピューティングやeコマースから人工知能や広告に至るまで、デジタル経済全体を網羅している」と現状を述べている。

2025年6月26日に発表された世界で最も価値のある企業10社の上位6社は米国企業が独占しており、この中に、Microsoft、Apple、Amazon、Alphabet (Google)、Meta Platformsが含まれている。実質的には、これら6社がデジタル経済の大きな部分を支配しているのである。さらに、

これら6社に加えて、Bytedance、Alibaba、Tencentといった中国のデジタル・プラットフォームが急成長し、そのビジネスはデジタル経済全体を網羅している。

米中のテックジャイアントがデジタル経済を支配するにつれ、新規参入企業の市場参入は困難になり、イノベーションが阻害され、選択肢が制限されるようになっている。また、テックジャイアントによる市場の支配は競合企業の減少を意味し、サービス・商品の価格の上昇、品質の低下、さらにユーザーのプライバシー保護の弱体化を招くと危惧されている。

しかし、プラットフォームはネットワーク効果とデータ支配によって成長するため、プラットフォームのユーザー数が増えるほど魅力が増し、小規模なライバル企業が達成するのが難しい成長サイクルが生まれている。この成長サイクルでは、そもそもテックジャイアントが有利なのである。

さらに、デジタル経済においては膨大なユーザーデータが収集、分析、収益化されているが、その大半は広告を通じて行われており、Meta（97.6%）やGoogle（75.6%）といった企業にとって、広告収入が依然として主要な収入源となっている。こうした状況から、膨大なユーザーを抱えるテックジャイアントによるデジタル経済支配という現状を変えることは難しい。

2-3 デジタル経済の課題

上述の現状が、デジタル経済が抱える課題そのものであると言える。まず、深刻な市場集中は、南北問題という既存の世界的分断を深める可能性が高い。少数のテックジャイアントがデジタル経済において支配的な地位を占めることにより、公正な競争が阻害されて、開かれた市場が実現せず、より優れた接続性とインフラを利用できなければ、開発途上国がデジタル経済において価値を創造し、獲得する機会は減少すると考えられるからだ。

これも先述のとおり、市場に任せているだけでは現状を変えることが難しく、現状を変えるためには、より包括的で競争を許容するデジタルエコシステムが必要不可欠である。先述のとおり、デジタル・プラットフォームは、ユーザーデータを収集、保存、分析することでデジタルインテリジェンス（ビッグデータ）を生成し、一般的に広告やデータ販売を通じて収益化している。すでに大規模なユーザーを有するテックジャイアントは、ユーザーデータ管理とネットワーク効果によって市場における支配的な優位を確立しており、今後、ユーザー獲得に関する公平な競争を担保することが根本的な課題であると言える。

一方で、この課題を解決するのを阻むのが、世界の多くの人々にとって、AppleやGoogleなどのデジタル・プラットフォームが、生活に不可欠なインフラのようになっていることである。テックジャイアントは、こうした状況を基に、プラットフォームの優位性を活用して他の市場にも進出しているため、既存のデジタル・プラットフォームが生活のインフラと化している状況をルールで変えられるかも焦点となる。

2-4 今後の趨勢

今後のデジタル経済の中で成功の鍵の一つとなり得るのがAIである。しかし、AIの分野でも、MicrosoftとAlphabetがAIバリューチェーンの78%を占め、両社で市場を支配している。生成AI

の開発・運用には膨大な計算能力、AIチップ、クラウドサービス、人材、そしてデータが必要であり、これらすべてをテックジャイアントが掌握しているため、AI市場への参入障壁が非常に高くなっているのである。さらに、MicrosoftのCopilotのように、プラットフォームがAIをコアサービスに組み込むにつれて、小規模な企業はますます競争するのが難しくなっている。

分断は、南北だけでなく、東西でも起こり始めている。米国のテックジャイアントの支配的な地位に挑戦しているのが、中国のテックジャイアントである。AIの開発等においても、中国共産党の指導の下、資源が集中されて急速な発展を遂げている。また、中国企業には、中国国内で大規模なユーザーを獲得でき、一定のネットワーク効果を期待できるという利点もある。

安全保障の問題でありながら、デジタル経済の重要な構成要素でもあるサイバーセキュリティの分野でも、米国のテックジャイアントの存在感が突出している。ウクライナに対する軍事侵攻の際にロシアが仕掛けた大規模なサイバー攻撃に対抗したり、ウクライナ政府の情報を保護したりしたのは、GoogleやAmazon Web Serviceといった米国のテックジャイアントである。また、数年前まで、Five Eyes各国の担当部署で発出されていた"Joint Cybersecurity Advisory"は、中国政府を背景を持つサイバー攻撃者について報告を続けている。現在では、日本やドイツなども加わって、中国のサイバー攻撃者について警告を発しているが、謝意を示す民間組織のほとんどが米国のテックジャイアントである。

日本や欧米各国は、デジタル経済の安全を担保するためのサイバーセキュリティの分野でも米国のテックジャイアントに頼らざるを得ないので。また、生成AI開発のために搾取されている開発途上国の労働者の問題も残されている。

2024年の第13回閣僚会議においてWTO加盟国は、1998年の電子商取引に関する作業計画の復活を求め、デジタル製品の貿易と国際貿易で使用されるデジタルプロセスの両方を規制するデジタル貿易ルールの推進に対するコミットメントを示した。しかし、まずはデジタル経済・デジタル貿易の定義から始めて、その実態を把握する必要がある。また、デジタル主権に関する各国の見解の相違を克服しなければならず、容易には進まないだろう。